

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第八条第一号及び第二号の規定に基づくスクランブルの方式の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第八条第一号及び第二号の規定に基づくスクランブルの方式（平成二十三年総務省告示第三百二号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 スクランブルの範囲は、TSパケット（伝送制御信号及び関連情報を送るためのものを除く。）のペイロード部とする。</p> <p>二 スクランブルの手順は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>三 標準方式第四章第一節及び第二節に定める放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず別表第一号から別表第三号までのいずれかとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第一号～別表第七号 （略）</p>	<p>1 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「標準方式」という。）第八条第一号の規定に基づくスクランブルの方式は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 スクランブルの範囲は、TSパケット（伝送制御信号及び関連情報を送るためのものを除く。）のペイロード部とする。</p> <p>二 スクランブルの手順は、別表第一号のとおりとする。</p> <p>三 標準方式第四章第一節に規定する放送のスクランブルの手順は、前号の規定にかかわらず別表第一号から別表第三号までのいずれかとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第一号～別表第七号 （略）</p>